平成２１年（フ）第３２７７号
北海道恵庭市柏陽町３丁目28番地の12　赤倉ハイツ101号
債務者　飯田　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７８号
北海道恵庭市柏陽町３丁目28番地の12　赤倉ハイツ101号
債務者　飯田　誠子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９号
埼玉県比企郡小川町大字大塚795番地３　久保田団地308号、破産申立時の住所埼玉県比企郡小川町大字増尾223番地　八幡台団地６号
債務者　辻本　憲夫
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２４号
埼玉県深谷市東方2078番地１
債務者　野村　圭子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１４号
新潟県新潟市中央区天神尾１丁目19番１―204号
債務者　田宮　博文
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７６号
新潟市東区牡丹山２丁目２番19号　グリーンシティ201号、前住所北海道函館市富岡町１丁目15番25―303号
債務者　宮島　政行
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０４号
新潟市西区鳥原3583番地
債務者　山崎　末美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１６号
新潟市北区嘉山６丁目２番13号　滝沢アパート２号、前住所新潟市北区太田甲5597番地８
債務者　武藤　町子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１７号
新潟市北区嘉山2184番地３、前住所新潟市北区太田甲5597番地８
債務者　武藤　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７２号
岐阜県土岐市肥田浅野朝日町３丁目20番地　フォーブル朝日Ａ―101号
債務者　齋藤慎太郎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９０号
岐阜県瑞浪市上平町２丁目70番地
債務者　稲垣千鶴子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第８２号
三重県松阪市川井町1060番地
債務者　山浦　高美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第４７号
京都府舞鶴市字北吸1010番地７―101号
債務者　岡本　亜紀（旧姓浅野・蘆田）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
京都府綾部市位田町檜前30番地の55
債務者　後藤やよひ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
京都府福知山市字堀1914番地の１　法川荘202号
債務者　山下　　実
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６７３９号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番21号　第二エンシンハイツ504号
債務者　吉田　定義
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７９号
大阪府守口市金田町２丁目46番３号
債務者　谷口　英生
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部